

第4回 消費者の財産被害に係る行政手法研究会 議事要旨

1. 日 時：平成23年12月6日（火） 10：00～12：00
2. 場 所：消費者委員会大会議室1（山王パークタワー6階）
3. 出席者：
＜委員＞
小早川座長、磯辺委員、江野委員、鹿野委員、川出委員、後藤委員、佐野委員、
島岡委員、曾和委員、中川委員、町村委員、山本委員、吉川委員
＜オブザーバー＞
最高裁判所事務総局民事局 朝倉第一課長、法務省民事局 小林参事官、
国民生活センター相談情報部 鈴木情報提供課長
＜消費者庁（事務局）＞
松田次長、堀井消費者制度課長、黒田消費者政策課長、南企画官
4. 議 題：
財産に対する重大な被害の発生・拡大防止のための行政措置について④
5. 議事概要：
資料（議論の整理案）に基づき、検討課題「財産に対する重大な被害の発生・拡大防止のための行政措置」の取りまとめに向けて議論。

I. 委員等からの主な意見について

① 総論

- 早急に消費者安全法に行政措置を導入すべきであり、資料の結論部分について賛成である。
- 全体の方向性については賛成したい。ただ、行政措置の対象や内容には不十分な点があるため、次の検討課題（「行政による経済的不利益賦課制度」、「財産の隠匿・散逸防止策」）において更なる議論が必要である。

② 財産分野の「重大事故等」

- 資料16ページの「新たな被害事例の蓄積状況等を踏まえて常に整理・検討して、柔軟に対象を増やす」といった書きぶりは、特定商取引法の指定商品制をほうふつ

させてしまわないか。

- 資料では挙げられている事例は2つのみである。第2回会合において議論したが、これらの事例以外にも対象となり得る事例はあるように思われる。さらに事例を記載できないか。
- 第2回会合の資料を見ても分かるように、いわゆる「すき間」となる事例がそもそも少ないなかで、「② …著しく対価性を欠くもの」（資料17ページ）といった要件を設ける必要性はないのではないか。
仮に、法令上そういった要件を設けたとしても、運用上は「著しく」についての解釈は柔軟にお願いしたい。
- 資料16ページから17ページにかけて記載している①～③の要件であれば、事業者にとって予見可能性は高いと思われる。

- クレジットカードのショッピング枠の現金化の事例について、いわゆる「すき間」となり得る事例ではあるが、この事例のすべてが必ずしも「② …著しく対価性を欠くもの」（資料17ページ）とはいえないということであれば、その点を明確にし、今後の課題として整理した方がよいのではないか。

- 資料16ページから17ページにかけて記載の①～③の要件のうち、「① …他の法律の規定に基づく措置がなく、…」の要件については、「重大事故等」の定義に係る要件とはいえないのではないか。
- 「消費者事故等」が発生・拡大している上で、「②…著しく対価性を欠くもの」などの要件がかかるということなのであれば、「重大事故等」の前提として「消費者事故等」があることを明確にすべきである。

- 資料15ページ、「消費者は誰であっても」とすると、対象が狭くなり過ぎないか。消費者の属性や類型にかかわらずということであれば、「広く一般消費者」や「当該取引における一方当事者である平均的な消費者」といった表現に修正してはどうか。
- 資料15ページ、「消費者が支払う金額に比して」とすると、消費者が事業者に金銭を支払う場合に限定される。消費者が事業者から不当に安く買い取りされるといった消費者被害についても捉えられるような書きぶりをする必要があるのではないか。
- 資料15ページの消費者の財産についての被害を生じさせる事案の記載について、双務契約を前提としているようであるが、消費者被害の事案は寄付などの片務的な取引形態もまた考えられるのではないか。
- 資料15ページ、「…著しく対価性を欠くもの」とあるが、事業者側からすると、「著しく対価性を欠く」だけでは、自らの行為が「重大事故等」に該当するかどうかの判断がつきにくい。例えば、取引した当初は十分な価値があったものの、その

後、社会情勢の変化等により急激に無価値になる場合などがある。対価性のみで要件を判断すべきではない。

- 新たに定めようとしている財産分野の「重大事故等」について、「対価」だけで規制対象を絞ることには契約自由の原則（対価認定の自由）との関係で違和感があるが、前提要件（消費者安全法第2条第5項第3号における消費者事故等の定義）を併せて考えると、不当な勧誘によって著しく対価的均衡を欠く取引を行わされてしまった場合、つまり、いわゆる詐欺的あるいは暴利行為的な取引を行わされてしまった場合が念頭に置かれていると捉えることができるのではないか。

そうすると、「重大事故等」の要件という形ではないとしても、「重大事故等」の該当性の具体的判断においては、勧誘の態様もまた考慮要素に入りうると考えることができるのではないか。

- 靈感商法や情報商材など価値が無いものを法外な高値で販売する事例について、幅広く読める規定ぶりにすべきである。

③ 行政措置

- 勧告の段階で、「重大事故等」について公表すべきではないか。
- 勧告の場合には行政手続法上の弁明の機会の付与は不要とあるが、この書きぶりでは、消費者庁が事前手続を回避しているように読める。むしろ、どのような規律に服するのかを記載した方がよいのではないか。
- 勧告を公表する場合には制裁的機能を持つため、勧告の場合においても、一定の事前手続が必要なのではないか。勧告・命令の違反事実は実質的には変わらないのだから、事実認定の正確性のためにも、相手方の言い分を聞く事前手続があってもいいのではないか。

④ 調査権限

- 行政措置の対象となる事業者以外に、その事業者の関連会社や預金口座を有する金融機関など、関係する事業者を幅広く調査の対象とすることが分かるように記載していただきたい。
- 関係する事業者に対しても調査が重要であるということは理解できるが、比例原則を踏まえて調査を行う必要がある。事業者にとっては、風評リスクにさらされることがあるほか、調査協力によりコストがかかるなど影響が大きいため、運用に当たっては配慮いただきたい。
- 関係する事業者に対する調査については、事業者の労力や風評によるイメージダウンなども考慮し、例えば、勧誘行為に主体的に参加している等、直接的に消費者

被害に関与している事業者に限定すべきである。

- 調査権限の拡充は当然であるが、消費者庁の調査体制として、他省庁はもとより、地方自治体と連携していくこともまた必要である。
- 調査対象とする事案については、いわゆる「すき間」であると判明している事案に限る必要はないのではないか。調査してみても初めて、いわゆる「すき間」かどうか判明する事案があるのではないか。
- 実際には、調査段階が「天王山」となる。調査後、悪質な事業者は即座に所在不明となる場合がほとんどである。調査段階において、各省庁の設置法に基づく一般的な行政指導を行うこともまた必要ではないか。

⑤ その他（運用・執行等）

- 運用に当たっては、消費者庁と各省庁との間で役割分担をしっかりとした上で行っていただきたい。消費者行政の司令塔である消費者庁が、各省庁の所管にまで出て行くことがないようにお願いしたい。
- 法執行までに被害が拡大していくことがあるため、運用上、迅速かつ実効的に対応できる仕組みを考えていただきたい。
- 消費者安全法の執行体制を強化していただくとともに、執行部門と地方自治体との連携をお願いしたい。

- 振り込め詐欺救済法に基づく口座凍結のための情報提供については、情報の確度が重要であり、また、その裏付けとなる説明が必要である。しっかりとした運用をお願いしたい。
- 資料 11 ページの振り込め詐欺救済法に関する記載だが、口座凍結の要件ではなく債権の消滅手続の開始の要件である「相当の理由」まで求めるのは厳しすぎるのではないか。
- 事業者としては、口座凍結があっただけで損害を受けることとなる。この点も配慮いただき、振り込め詐欺救済法に基づく口座凍結のための情報提供の取組を進めていただきたい。

Ⅱ. 取りまとめについて

資料に基づき議論を行った結果、委員等からは一部資料の修正を求める意見があったものの、これまでの議論の整理の方向性は了承を得られたため、検討課題「財産に対する重大な被害の発生・拡大防止のための行政措置」の取りまとめについては、座長一任となった。

(以 上)

※ 本議事要旨は議事の内容を、暫定版として事務局の責任で取りまとめたものであり、今後修正があり得ます。

[問合せ先]
消費者庁消費者制度課
TEL: 03-3507-9128
FAX: 03-3507-9279